



第47回
定時株主総会

招集ご通知

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、
事前に書面（郵送）又はインターネットにより議決権をご
行使いただき、当日のご来場は極力控えていただきますよ
うお願い申し上げます。

日 時 2021年6月23日（水曜日）午前10時
受付開始：午前9時

場 所 東京都品川区大井1丁目50番5号
アワーズイン阪急シングル館3階 A+B会議室
開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」を
ご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。

議 案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

目 次

株主の皆様へ	1
第47回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	6
（添付書類）	
事業報告	30
連結計算書類	49
計算書類	52
監査報告書	55



QRコードによる
議決権行使

▶議決権行使書をご用意ください

株主の皆様へ



代表取締役 社長執行役員
森久保 哲司

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

2020年度は、上場来初の最終赤字となった前期から逸早く業績を回復するべく、経営立て直しの一年として取組んでまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う景気の落込みは想定以上に大きく、中間決算時点において3期連続となる減損損失を計上し、通期連結業績予想も下方修正するなど、非常に厳しい状況に直面いたしました。

その後、新型コロナウイルス感染症から先んじて回復した中国事業が牽引役となり、加えて、中期経営計画「バリュークリエーション2020Plus」の取組み成果も現れて、通期では昨年5月に公表した目標値には及びませんでした。何とか黒字を確保することができました。

さて、2021年度当社グループでは、企業ビジョンに掲げた「高収益企業」としての目標値を明確に定め、外部環境の変化に負けない強靱な経営体質を構築すべく、取組んでまいります。とりわけ日本事業におきましては、前期より着手した「経営革新プロジェクト」の下、営業戦略の再構築や原価低減に取組み、持続的に利益を出し続けられる仕組みづくりを推進してまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、当面厳しい状況は続くと思われませんが、感染予防に努めつつ、引き続き『常にお客様の第一候補である』会社を目指してまいります。

今後とも株主の皆様のご期待に沿えるよう、事業の一層の拡大と企業価値向上に努めてまいりますので、引き続きご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

2021年6月

経営理念

私たちは常に、チャレンジ精神を持ち、お客様のニーズに応える先進技術の開発などをおとして、お客様や社会に提案しつづけます。

私たちは常に、若い行動力とフレキシブルな発想を大切に、人々の夢が実現できる活力ある企業（職場）を創造します。

私たちは常に、環境への配慮や法令遵守の精神に則り、社会に愛される健全な企業活動を推進し、社会の発展に貢献します。

企業ビジョン

金型部品業界でのトップブランドを確立し、製販一体企業としての優位性を活かした高収益企業を目指す。

東京都品川区南大井六丁目22番7号

パンチ工業株式会社代表取締役 もりくぼ てつじ
森久保 哲司**第47回定時株主総会招集ご通知**

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4ページのご案内に従って、2021年6月22日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2021年6月23日（水曜日）午前10時
2. 場 所	東京都品川区大井1丁目50番5号 アワーズイン阪急 シングル館3階 A+B会議室
3. 目的事項	<p>報告事項 1. 第47期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第47期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件</p> <p>決議事項 第1号議案 剰余金処分の件</p> <p>第2号議案 定款一部変更の件</p> <p>第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件</p> <p>第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件</p> <p>第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件</p> <p>第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件</p> <p>第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件</p> <p>第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件</p>

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査役又は会計監査人が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイトアドレス <http://www.punch.co.jp/>

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するお願い

新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、当社第47回定時株主総会の開催に際して、以下の対応を予定しております。株主の皆様におかれましては、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 株主の皆様へのお願い

- 株主総会へご出席を検討されている株主様におかれましては、健康状態にご留意いただき、ご自身の体調をお確かめのうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
当日体調がすぐれないなど健康に不安を感じられる方、特に、ご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
- 株主総会会場内にて、感染予防のため、株主様の席は間隔を空けてご用意させていただくことから、座席数に限りがございます。満席となりました場合、入場いただけない場合もございますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。
- 以上の状況を踏まえ、事前に書面（郵送）又はインターネットにより議決権をご行使いただき、当日のご出席は極力控えていただきますようお願い申し上げます。

2. ご出席いただく株主様へのお願い

- マスクの着用及びアルコールによる手指消毒へのご協力をお願いいたします。
- 受付において、非接触型の体温計により体温確認をさせていただく場合がございます。体調不良と見受けられる場合には、ご入場の制限等をさせていただく場合がございます。
- 入場後に体調不良が判明した場合には、ご退場をお願いする場合がございますので、予めご了承ください。

3. 当社の対応について

- 当社役員及びスタッフは、検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。
- 感染防止の観点から、お飲み物の提供は控えさせていただきます。
- 報告事項等を簡潔に説明させていただく場合がございます。

今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、速やかに当社ウェブサイト (<http://www.punch.co.jp/>) にてご案内いたします。本株主総会へご出席される株主様におかれましては、お手数ではございますが、事前にご確認いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2021年6月23日(水曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2021年6月22日(火曜日) 午後6時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2021年6月22日(火曜日) 午後6時入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は株主様のご負担となります。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※ 書面(郵送)とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

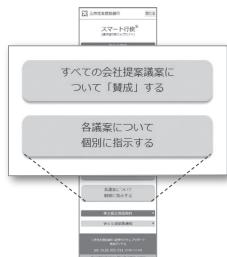
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

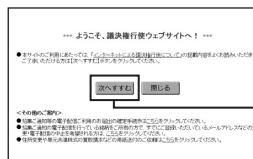
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

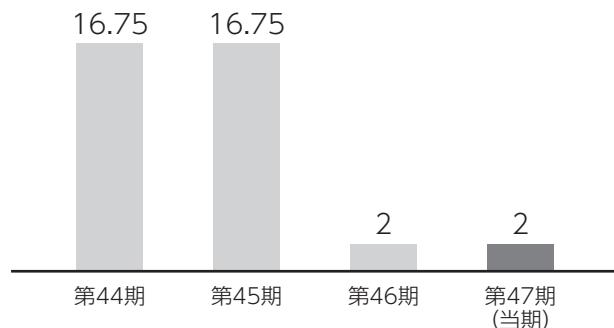
利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定かつ継続的な配当に加え、連結業績との連動性を重視することを基本とし、財政状態、利益水準や配当性向などを総合的に判断して、適切な利益配分を行っていくことを方針としております。

当期の期末配当につきましては、この方針に基づき、当期の業績等を勘案したうえ、以下のとおりとさせていただきます。

なお、このたびの配当原資につきましては、その他資本剰余金とすることを予定しております。

1	配当財産の種類	金銭
2	配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式・・・・・・・・・・1株当たり金2円 配当総額・・・・・・・・・・43,637,988円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2021年6月24日

(ご参考) 1株当たり年間配当金の推移 (単位：円)



第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指して、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。今般、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を一層強化するとともに、取締役会の業務執行権限の一部を取締役に委任することにより、経営の意思決定の迅速化を図ることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 機動的な剰余金の配当等を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を株主総会の決議に加え取締役会の決議により行うことができる旨を定款第44条として新設し、現行定款第48条（期末配当金）を変更案第45条（剰余金の配当の基準日）に変更し、それらの規定の一部と内容が重複する現行定款第49条（中間配当金）を削除するものであります。
- (3) 監査等委員会設置会社への移行による業務執行と監督の分離に伴う責任分担の明確化を図るとともに、取締役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項に基づき、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で取締役の責任を免除することができる旨の規定として、現行定款第30条（取締役の責任限定）を変更案第31条（取締役の責任免除）に変更するものであります。なお、現行定款第30条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第18条（条文省略） (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。	第1条～第18条（現行どおり） (取締役の員数) 第19条 当社の取締役（ <u>監査等委員である取締役を除く。</u> ）は、10名以内とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">2 <u>当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役等)</p> <p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役の中から必要に応じ、取締役会長1名を選定することができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。</p> <p>ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役等)</p> <p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議により<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から必要に応じ、取締役会長1名を選定することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発するものとする。</p> <p>ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p><u>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 当社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第28条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第26条 当社の取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任限定) 第30条 (新 設)</p> <p>当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第31条（条文省略）</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置) 第32条 当社は、監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数) 第33条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第31条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2（現行どおり）</p> <p>第32条（現行どおり）</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の選任)</u> <u>第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>3 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> <u>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の任期)</u> <u>第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(常勤監査役)</u> <u>第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第37条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u> 第38条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u> 第39条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規則)</u> 第40条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u> 第41条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の責任限定)</u> 第42条 <u>当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	第5章 監査等委員会
(新 設)	<u>(監査等委員会の設置)</u> 第33条 当社は、監査等委員会を置く。
(新 設)	<u>(常勤の監査等委員)</u> 第34条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。
(新 設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第35条 当社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日3日前までに発するものとする。 <u>ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査等委員会を開催することができる。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の決議の方法)</u> 第36条 当社の監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
(新 設)	<u>(監査等委員会の議事録)</u> 第37条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第43条～第45条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第46条 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査役会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第47条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第48条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行う。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p>第38条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第39条～41条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第42条 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第43条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第44条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(中間配当金)</u></p> <p>第49条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当</u> (以下「<u>中間配当金</u>」という。) <u>をすることができる。</u></p> <p>(<u>期末配当金等の除斥期間</u>)</p> <p>第50条 <u>当社の期末配当金および中間配当金</u>が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は<u>その支払義務を免れる。</u></p> <p>2 <u>未払の期末配当金および中間配当金</u>には利息をつけない。</p>	<p><u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p><u>3 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(<u>配当金の除斥期間等</u>)</p> <p>第46条 <u>配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>2 <u>前項の支払</u>には利息をつけない。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（6名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名の選任をお願いするものであります。

各取締役候補者は、独立社外役員が過半数を占める指名・報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会で決定しております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位	属性	取締役会 出席状況
1	もりくぼ てつじ 森久保 哲 司	代表取締役 社長執行役員 最高経営責任者	再任	18/18回 (100%)
2	さなだ やすひろ 真田 保 弘	取締役 常務執行役員 最高執行責任者	再任	18/18回 (100%)
3	むら た たかお 村田 隆 夫	取締役 上席執行役員 最高財務責任者	再任	18/18回 (100%)
4	たかなし あきら 高 梨 晃	取締役 上席執行役員 最高執行責任者	再任	17/18回 (94%)
5	すぎ た すすむ 杉 田 進	常勤監査役	新任	17/18回 (94%)
6	みつ はし ゆきこ 三 橋 友紀子	社外取締役 取締役会議長	再任 社外 独立	18/18回 (100%)
7	たか つじ なる ひこ 高 辻 成 彦	-	新任 社外 独立	-/-回

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 独立役員候補者

候補者番号

1

もりくぼ てつじ
森久保 哲司 (1977年1月12日生)

所有する当社の株式数…………… 663,000株
2020年度 取締役会出席状況…………… 18/18回
取締役在任年数…………… 3年

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

2003年 5月	当社入社	2016年 4月	当社執行役員
2005年 2月	盤起工業 (大連) 有限公司 出向	2018年 6月	当社取締役 上席執行役員 経営戦略統括
2012年 11月	当社バリュー・クリエーション推進室長	2019年 4月	当社最高戦略責任者 グループ事業統括
2013年 4月	当社経営企画室長	2019年 6月	当社代表取締役 (現任) 副社長執行役員
2015年 4月	PUNCH INDUSTRY MALAYSIA SDN. BHD. 出向	2019年 11月	社長執行役員 最高経営責任者
2015年 12月	同社代表取締役		グループ経営統括 (現任)

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

【当社との特別利害関係】

森久保哲司氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

森久保哲司氏は、2018年6月取締役就任後は、経営戦略、開発戦略を中心にグループ事業全体を統括し、さらに2019年11月の社長執行役員就任後は、当社、中国パンチグループ及び東南アジアグループでの事業経験を活かし、グループ経営統括として、企業価値向上に尽力してまいりました。2018年度半ばから続く市況の低迷や昨今の新型コロナウイルスの影響等により業績が悪化する中、経営立て直しへの動きを加速し、グループのさらなる成長を指揮する責任者として適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

さな だ やす ひろ
真田保弘 (1959年1月7日生)

所有する当社の株式数…………… 28,196株
2020年度 取締役会出席状況…………… 18/18回
取締役在任年数…………… 9年

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1988年 5月	当社入社	2012年 6月	当社取締役 (現任)
2002年 5月	盤起工業 (大連) 有限公司 次長	2016年 4月	当社執行役員 最高執行責任者 事業統括
2008年 4月	当社営業部長	2017年 6月	当社常務執行役員 最高執行責任者 (現任)
2010年 1月	盤起工業 (大連) 有限公司 総経理	2018年 6月	海外事業統括
2011年 7月	当社執行役員 盤起工業 (大連) 有限公司 董事長	2019年 4月	営業統括 営業本部長 (現任)

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

【当社との特別利害関係】

真田保弘氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

真田保弘氏は、2012年6月取締役就任後、当社及び中国パンチグループでの事業経験を活かし、当社グループ事業の統括責任者としてグローバル展開を率先して指揮してまいりました。2019年からはグループ営業を統括し、市況が低迷を続ける中、新規需要の開拓、受注の確保に注力しており、かかる経験や実績も踏まえ、中期経営計画「VC2020Plus」の重点課題である「営業力の強化」を推進する責任者として適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

むら た たか お
村 田 隆 夫 (1959年10月4日生)

所有する当社の株式数…………… 20,173株
2020年度 取締役会出席状況…………… 18/18回
取締役在任年数…………… 9年

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1984年 4月	日本ビクター(株) (現 ㈱JVCケンウッド) 入社	2011年 4月	当社経理部長
1998年11月	JVC Electronics Malaysia Sdn.Bhd. (マレーシア) 出向 経理部長	2011年 7月	当社執行役員
2008年10月	JVC ケンウッドホールディングス(株) (現 ㈱JVCケンウッド) 財務戦略部シニアマネジャー	2012年 6月	当社取締役 (現任)
2010年 7月	同社財務戦略部経理統括部統括マネジャー	2016年 6月	当社執行役員 最高財務責任者
2010年12月	当社入社 経理部次長	2017年 6月	当社上席執行役員 最高財務責任者 (現任)
		2018年 6月	管理統括 (現任)

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

【当社との特別利害関係】

村田隆夫氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

村田隆夫氏は、2012年6月取締役就任後、財務経理分野での長年の経験、見識を活かして管理部門を統括し、当社グループの人・モノ・金・情報を一元的に統括するとともに、「働き方改革」「コーポレートガバナンス改革」を推進してまいりました。今後は健全な財務体質を維持するとともに、さらなる働き方改革、ガバナンス改革及び人財育成を推進する責任者として適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

た か なし あきら
高 梨 晃 (1969年5月14日生)

所有する当社の株式数…………… 13,592株
2020年度 取締役会出席状況…………… 17/18回
取締役在任年数…………… 3年

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1989年 8月	当社入社	2017年 6月	当社上席執行役員 (現任)
2008年 4月	盤起工業 (大連) 有限公司 出向	2018年 4月	当社製造本部長 兼 営業本部長
2013年 7月	同社総経理	2018年 6月	当社取締役 (現任) 国内事業統括
2015年 6月	当社執行役員 盤起工業 (大連) 有限公司 董事長	2019年 4月	当社最高執行責任者 製造統括 製造本部長 (現任)

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

【当社との特別利害関係】

高梨晃氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

高梨晃氏は、2018年6月取締役就任後、当社及び中国パンチグループでの事業経験を活かし、ものづくりを統括する責任者として、ものづくり力や品質の向上を強力に推進してまいりました。今後も、国内外の生産拠点における原価低減及び品質改革を推進する責任者として適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

すぎた
杉田

すすむ
進 (1952年2月20日生)

所有する当社の株式数…………… 19,132株
2020年度 取締役会出席状況…………… 17/18回
取締役在任年数…………… 一年

新任

【略歴、当社における地位及び担当】

1970年4月 アルプス電気(株) (現 アルプスアルパイン(株)) 入社
1987年6月 当社入社
2000年5月 当社営業部長
2005年4月 当社執行役員

2010年6月 当社取締役
2011年6月 当社常務取締役
2014年6月 当社専務取締役
2015年6月 当社常勤監査役 (現任)

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

【当社との特別利害関係】

杉田進氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

杉田進氏は、2010年6月より取締役として6年にわたり営業、製造及び開発部門を統括し、2015年6月の監査役就任後は6年にわたり常勤監査役を務めており、当社グループ事業に関する造詣の深さを活かし、監査業務を行ってまいりました。この度監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会と内部監査部門の連携強化という社長特命を担う人材として適任と判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

みつはし ゆきこ
三橋友紀子 (1966年6月12日生)

所有する当社の株式数…………… 一株
2020年度 取締役会出席状況…………… 18/18回
社外取締役在任年数…………… 5年

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1989年4月 東海旅客鉄道(株)入社
2000年4月 弁護士登録 プレークモア法律事務所入所
2002年11月 アシヤスト東京法律事務所入所
2010年1月 シティユーワ法律事務所入所

2015年6月 (株)AOI Pro. 社外取締役 (現任)
2016年6月 当社社外取締役 (現任)
2018年6月 当社取締役会議長 (現任)
2020年7月 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
パートナー弁護士 (現任)

【重要な兼職の状況】

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士
(株)AOI Pro. 社外取締役

【当社との特別利害関係】

三橋友紀子氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由、期待される役割及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由

三橋友紀子氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、事業法人における職務経験、弁護士としての法務全般への幅広い知見に加え、他社での社外取締役の経験を有しているほか、女性の視点から、当社のダイバーシティ経営推進に対して適切な助言をいただいております。「攻め」のガバナンスを実現していく社外取締役として適任と判断しております。今後も、取締役会議長として当社の取締役会の議論の活性化に貢献していただくとともに、指名・報酬諮問委員として、当社の役員候補者の選定や報酬等の妥当性について客観的かつ透明性の高い意見を述べていただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

た か つ じ な る ひ こ
高 辻 成 彦 (1977年10月4日生)

所有する当社の株式数……………

一株

新任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

2000年 4月	経済産業省入省	2020年 7月	(株)フィスコ 情報配信部
2007年 6月	(株)三井住友銀行 企業情報部		シニアエコノミスト 兼 シニアアナリスト (現任)
2009年 7月	(株)ティー・アイ・ダヴリュ アナリスト	2021年 4月	青山学院大学 大学院法学研究科ビジネス
2011年 6月	ナブテスコ(株) 総務部 広報・IR担当		法務専攻 非常勤講師 (現任)
2013年 1月	(株)ユーザベース 分析チーム シニアアナリスト	2021年 4月	多摩大学社会的投資研究所 客員研究員 (現任)
2014年 5月	いちよし証券(株) (株)いちよし経済研究所(出向) シニアアナリスト		

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

【当社との特別利害関係】

高辻成彦氏と当社の間には特別な利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由、期待される役割及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由

高辻成彦氏は、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、コーポレートファイナンスやコーポレートガバナンスへの高い見識、企業IR、証券会社アナリストとしての豊富な経験、当社が属する業界動向等の外部環境に関する幅広い知識を有していることから、当社の企業価値向上を実現する社外取締役として適任と判断しております。今後、当社の経営戦略について適切な助言をいただくとともに、指名・報酬諮問委員として、当社の役員候補者の選定や報酬等の妥当性について客観的かつ透明性の高い意見を述べていただくことを期待し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 三橋友紀子氏及び高辻成彦氏は、社外取締役候補者であります。
2. 三橋友紀子氏及び高辻成彦氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。
3. 当社は、三橋友紀子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が取締役を選任された場合、当社は同氏との契約を継続する予定です。また、高辻成彦氏が取締役を選任された場合には、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結予定です。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役及び監査役を含む被保険者が株主や第三者等から損害賠償請求が提起された場合に、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役を選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても当社取締役（監査等委員である取締役を含む）を対象に同内容で更新することを予定しております。
5. 当社は、三橋友紀子氏を、東京証券取引所が定める独立役員として、同取引所に届け出ております。同氏が取締役を選任された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定です。また、高辻成彦氏が取締役を選任された場合には、独立役員として届け出る予定です。
6. 各候補者の所有する当社の株式数には、当社役員持株会における本人持分を含めております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

各監査等委員である取締役候補者は、独立社外役員が過半数を占める指名・報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会で決定しております。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位	属性	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況
1	かわの野 みのる 河野 稔	経営監査室上席室長	新任	-/-回	-/-回
2	まつえよりあつ 松江 頼篤	社外監査役	新任 (社外) (独立)	18/18回 (100%)	16/16回 (100%)
3	すずきともお 鈴木 智雄	-	新任 (社外) (独立)	-/-回	-/-回

新任 新任取締役候補者 (社外) 社外取締役候補者 (独立) 独立役員候補者

候補者番号

1

かわの
河野

みのる
稔 (1957年5月28日生)

所有する当社の株式数…………… 6,503株

新任

【略歴、当社における地位】

1982年 4月	日本ビクター(株) (現 ㈱JVCケンウッド) 入社	2014年 7月	当社入社 財務経理部次長
2007年 5月	JVC 中国 (北京) 出向 管理部長 (2009年7月出向解除)	2015年 4月	当社財務経理部長
2012年 6月	㈱JVCケンウッド 財務戦略部 財務統括部 統括マネジャー	2017年 6月	当社執行役員 管理本部長 兼 財務経理部長
2013年10月	㈱JVCケンウッド 財務戦略部 財務部 財務管理グループ長	2018年 4月	当社執行役員 経営監査室長
		2020年 6月	当社経営監査室上席室長 (現任)

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

【当社との特別利害関係】

河野稔氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

河野稔氏は、前職及び当社での長年にわたる財務経理分野の経験と、4年にわたる内部監査部門の責任者としての経験から、当社事業への一定の理解に加えて、財務経理、内部監査、内部統制、リスクマネジメント等への造詣が深く、監査等委員会の職務を担う監査等委員として適任であると判断し、新たに監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

まつ え より あつ
松 江 頼 篤 (1956年7月28日生)

所有する当社の株式数…………… 10,455株
2020年度 取締役会出席状況…………… 18/18回
2020年度 監査役会出席状況…………… 16/16回
社外監査役在任年数…………… 9年

新任

社外

独立

【略歴、当社における地位】

1988年 4月	弁護士登録	2012年 1月	弁護士法人淡路町ドリーム (現 弁護士法人 DREAM) パートナー弁護士 (現任)
1994年 4月	東京都非常勤職員 (法律相談担当) (現任)	2012年 6月	当社社外監査役 (現任)
2009年 4月	松江頼篤法律事務所開設		
2010年 4月	東京弁護士会研修センター事務局長		

【重要な兼職の状況】

弁護士法人DREAM 弁護士
東京都非常勤職員

【当社との特別利害関係】

松江頼篤氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由、期待される役割及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由

松江頼篤氏は、2012年6月監査役就任後、9年にわたり社外監査役を務めております。同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての長年の経験・知見に基づく公正な判断により、当社経営の客観性・中立性の確保に寄与しており、監査等委員として適任であると判断しております。今後は、監査等委員会の職務の遂行とともに、指名・報酬諮問委員として、当社の役員候補者の選定や報酬等の妥当性について客観的かつ透明性の高い意見を述べていただくことを期待し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

鈴木智雄 (1958年1月31日生)

所有する当社の株式数…………… 一株

新任

社外

独立

【略歴、当社における地位】

1982年 4月	日本電気(株)入社	2011年 10月	同社経営企画部長
2003年 10月	同社パーソナルソリューション企画本部 経理部長	2012年 6月	日本アビオニクス(株)常勤監査役
2008年 7月	NEC東芝スペースシステム(株)出向 統括マネージャー 兼 事業企画部長	2020年 6月	同社顧問 (現任) (2021年6月退任予定)

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

【当社との特別利害関係】

鈴木智雄氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由、期待される役割及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由

鈴木智雄氏は、事業会社で長年にわたり財務経理業務に携わり、また、他の事業会社では8年にわたり監査役を務めてまいりました。同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、その豊富な財務経理に関する知識と、監査経験から、監査等委員会の職務を担う監査等委員として適任であると判断しております。今後、監査等委員会の職務の遂行とともに、指名・報酬諮問委員として、当社の役員候補者の選定や報酬等の妥当性について客観的かつ透明性の高い意見を述べていただくことを期待し、新たに監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 松江頼篤氏及び鈴木智雄氏は、社外取締役候補者であります。
2. 松江頼篤氏及び鈴木智雄氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。
3. 当社は、松江頼篤氏との間で、社外監査役として会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が社外取締役に選任された場合、当社は同氏と、社外取締役として同様の契約を締結する予定です。また、鈴木智雄氏が社外取締役に選任された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定です。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役及び監査役を含む被保険者が株主や第三者等から損害賠償請求が提起された場合に、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても当社取締役を対象に同内容で更新することを予定しております。
5. 当社は、松江頼篤氏を、東京証券取引所が定める独立役員として、同取引所に対し届け出ております。同氏が取締役に選任された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定です。また、鈴木智雄氏が取締役に選任された場合には、独立役員として届け出る予定です。
6. 各候補者の所有する当社の株式数には、当社役員持株会における本人持分を含めております。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、独立社外役員が過半数を占める指名・報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会で決定しております。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者	むぎ たに あつし 純 (1957年6月17日生)	所有する当社の株式数……………	一株
-----	------------------------------------	-----------------	----

社外

【略歴】

1980年4月 帝人㈱入社
2007年7月 同社新事業開発部長
2013年4月 同社経営監査部長
2015年6月 同社常勤監査役(2019年6月退任)

独立

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

【当社との特別利害関係】

麥谷純氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由、期待される役割

麥谷純氏は、複数の事業分野における経理・財務等の経験や、内部監査・監査役の豊富な経験を有しており、当社の監査等委員である社外取締役として適任と判断し、補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、指名・報酬諮問委員として、当社の役員候補者の選定や報酬等の妥当性について客観的かつ透明性の高い意見を述べていただくことを期待しております。

- (注) 1. 麥谷純氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 麥谷純氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。
3. 麥谷純氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役及び監査役を含む被保険者が株主や第三者等から損害賠償請求が提起された場合に、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。麥谷氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても当社取締役を対象に同内容で更新することを予定しております。
5. 麥谷純氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定です。

(ご参考)

取締役候補者の指名にあたっての方針と手続き

以下の要件を満たすことを方針として代表取締役が提案し、独立社外役員が過半数を占める指名・報酬諮問委員会で各候補者の適格性について審議を行ったうえで、取締役会で決定しております。

取締役の要件

- ①上場企業の取締役としてふさわしい人格、見識を有すること
- ②取締役としての職務遂行にあたり、肉体及び精神の両面で健康上の支障がないこと
- ③経営判断能力及び経営執行能力に優れていること
- ④当社及び当社グループの業務に関し、取締役としての職務遂行に十分な経験と知見を有すること
- ⑤豊富な専門知識・経験を有し当社の持続的成長や中長期的な企業価値向上に資する人材であること
- ⑥当社以外の役員兼任は合理的な範囲であり、十分な時間・労力を当社の取締役としての業務に振り向けることが出来ること
- ⑦業務執行者からの独立性
- ⑧公正不偏の態度を保持できること
- ⑨最低1名は財務・会計に関し相当程度の知見を有することが望ましい

注) 上記のうち、社内取締役の要件は①～④、社外取締役の要件は①～③及び⑤～⑥、監査等委員である取締役は前述に加え⑦～⑨となります。

社外役員の独立性に関する基準

当社は会社法における社外役員の資格要件に加え、以下に掲げる項目のいずれにも該当しない場合、当該社外役員は独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。

- ①当社及び当社の関係会社（以下、当社グループ）の業務執行者*1ならびに過去において業務執行者であった者
- ②当社グループを主要な取引先*2とする者またはその業務執行者
- ③当社グループの主要な取引先またはその業務執行者
- ④当社の大株主*3またはその業務執行者
- ⑤当社グループが大株主である会社の業務執行者
- ⑥当社の法定会計監査人である監査法人に所属している者
- ⑦当社グループから、役員報酬以外に多額*4の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等。なお、当該利益を受けている者が法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属する者を含む
- ⑧当社グループから多額の寄付または助成を受けている者またはその業務執行者
- ⑨当社グループが直近事業年度末日の連結総資産の2%を超える資金の借入をしている金融機関及びその関係会社、またはそれらの業務執行者
- ⑩当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員を兼務している場合における当該他の会社及びその関係会社の業務執行者
- ⑪上記②～⑩に過去3年間において該当していた者
- ⑫上記①～⑪に該当する者が重要な地位（役員及び部長職以上の使用人またはそれらと同格とみなされる役職）にある場合は、その者の配偶者及び2親等以内の親族

(注)

*1 業務執行者：業務執行取締役、執行役、その他の法人等の業務を執行する役員、業務を執行する社員、使用人

*2 主要な取引先：取引高が取引元の直近事業年度における連結売上高の2%を超える取引先

*3 大株主：直接保有、間接保有を含む議決権保有割合が10%以上である株主

*4 多額：その者が個人の場合は年間1,000万円を超える額、法人、組合等の団体の場合にはその者の年間の総収入の2%を超える額

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬等については、2016年6月22日開催の第42回定時株主総会において、年額400百万円以内（固定報酬200百万円以内、業績連動報酬（賞与）200百万円以内）とご承認いただいておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を年額400百万円以内（うち、社外取締役分は30百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

当社は、監査等委員会設置会社移行後の取締役の報酬について、その職位や個別の業績等に応じて、短期インセンティブと中長期インセンティブのバランスを考慮し、基本となる固定報酬、業績連動報酬及び株式報酬で構成することを基本方針といたします。本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて固定報酬及び業績連動報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。

現在の取締役は6名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認されますと、取締役の員数は7名（うち、社外取締役2名）となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社移行後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額80百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、2019年6月18日開催の第45回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）を対象とした譲渡制限付株式の付与のための報酬制度の導入についてご承認をいただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の原案どおりの承認可決を条件として監査等委員会設置会社に移行することに伴い、改めて、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役、並びに非業務執行取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対し譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いするものであります。なお、本議案においてご承認をお願いする本制度の内容は、第45回定時株主総会でご承認いただいた内容と同一であります。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下、「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、年額100百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

当社は、監査等委員会設置会社移行後の取締役の報酬について、その職位や個別の業績等に応じて、短期インセンティブと中長期インセンティブのバランスを考慮し、基本となる固定報酬、業績連動報酬及び株式報酬で構成することを基本方針といたします。本議案に係る報酬の額は、当該方針に基づいて譲渡制限付株式付与のための報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。

現在の取締役は6名（うち、社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役の員数は4名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

（1）制度の概要

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年90,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当

該普通株式を引き受ける対象取締役特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあつては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（２）本割当契約の概要

① 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より30年間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。

② 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役、執行役員、使用人、顧問又は相談役その他取締役会が予め定める地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

③ 譲渡制限の解除

上記①の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、執行役員、使用人、顧問又は相談役その他取締役会が予め定める地位にあつたことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記②に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

④ 組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

⑤ その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」）拡大の影響を強く受け、各国の政府によって発動された各種政策やワクチン接種の効果から、持ち直しの動きも期待されるものの、足下で感染拡大の波が断続的に訪れていること、また米中貿易摩擦再燃に対する不安も払拭できないことから、予断を許さない状況が続いております。日本においても、企業収益、設備投資などで一部持ち直しの動きもみられるものの、個人消費が弱含みで推移していることに加え、感染者数増加やワクチン接種の遅れ等への不安もあり、先行きの見通しが困難な状況が続いております。一方で、中国においては、いち早く経済活動が再開され、景気は回復基調にあります。

このような環境のなかで当社グループは、2020年4月よりスタートした中期経営計画「バリュークリエーション2020Plus」（以下、「VC2020Plus」）において、「販売5極体制の確立」「お客様目線を重視した営業力の強化」「グローバル生産体制の最適化とR&D強化」及び「働き方改革と人材育成」の4つの重点経営課題へ取り組んでおり、各施策において相応の成果を上げております。また、日本においては、当連結会計年度より開始した、営業戦略の再構築や原価低減に取り組む「経営革新プロジェクト」による短期的な効果も出始めております。

当連結会計年度の経営成績に目を向けますと、COVID-19感染拡大等を背景に、売上構成比の高い自動車関連需要の低迷が継続した一方、在宅勤務の広がりなどから復調傾向にある電子部品・半導体関連は前期実績を上回る売上となりました。

この結果、国内売上高は12,338百万円（前期比15.3%減）、中国売上高は16,888百万円（前期比0.3%増）、東南アジア地域の売上高は1,376百万円（前期比10.3%減）、欧米他地域の売上高は1,858百万円（前期比22.9%減）となり、連結売上高は32,462百万円（前期比8.2%減）となりました。

また、業種別では、自動車関連は13,682百万円（前期比11.0%減）、電子部品・半導体関連は6,315百万円（前期比3.3%増）、家電・精密機器関連は3,888百万円（前期比9.5%減）、その他は8,574百万円（前期比10.4%減）となりました。

利益面につきましては、売上は大幅に減少したものの、前連結会計年度の減損損失計上による減価償却費の減額に加え、当社グループ全体で経費削減等に取り組んだことから、営業利益は1,613百万円（前期比93.0%増）、経常利益は1,676百万円（前期比135.1%増）となりました。また当連結会計年度におきましても追加で減損損失を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は477百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失3,485百万円）となりました。

売上高

353億4千万円 ▶ **324 億 6千万円**
(第46期) (第47期)

前期比 **-8.2 %**

営業利益

8億3千万円 ▶ **16 億 1千万円**
(第46期) (第47期)

前期比 **+93.0 %**

経常利益

7億1千万円 ▶ **16 億 7千万円**
(第46期) (第47期)

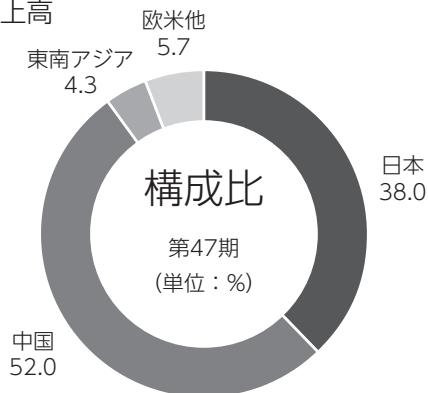
前期比 **+135.1 %**

親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)

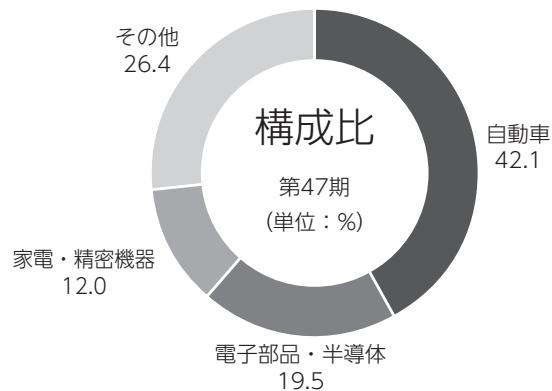
△34億8千万円 ▶ **4 億 7千万円**
(第46期) (第47期)

前期比 **- %**

地域別売上高



業種別売上高



② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は452百万円で、その主なものは次のとおりであります。

北	上	工	場	生産・技術開発設備の拡充
宮	古	工	場	生産設備の拡充
兵	庫	工	場	生産設備の拡充
盤起工業（大連）有限公司				生産・技術開発設備の新設、拡充
PUNCH INDUSTRY MANUFACTURING VIETNAM CO. LTD.				生産設備の拡充

③ 資金調達状況

当社は、当連結会計年度において、運転資金としてシンジケート・コミットメントライン及び当座貸越枠の短期借入枠を使用して調達し、新たな長期資金の調達は行いませんでした。一方、当社中国グループへの貸付金見合いの借入に対し返済を実施し、当連結会計年度末における有利子負債残高は、前連結会計年度末から1,457百万円減少いたしました。

また、シンジケート・コミットメントラインについて、当社グループの安定した運転資金調達を目的として、新たに7百万米ドルの枠増額を行うとともに、契約期間を3年から1年へ変更いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

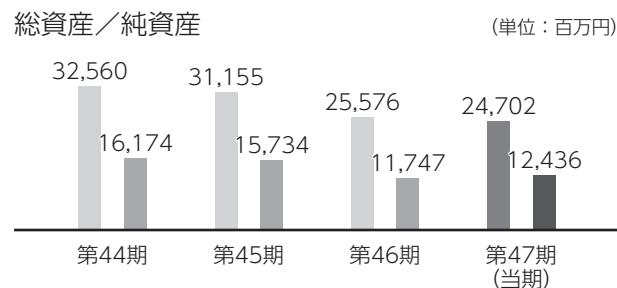
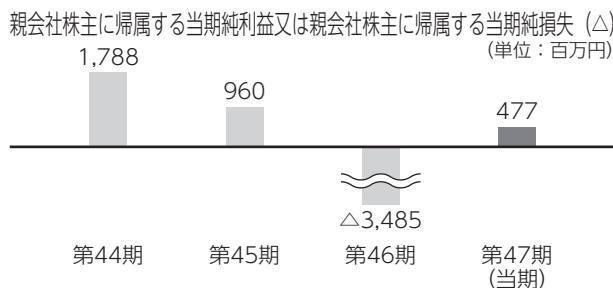
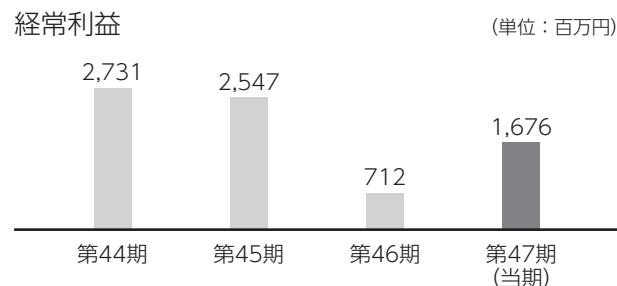
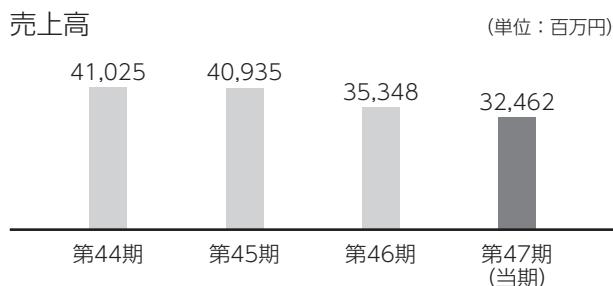
該当事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第44期 (2018年3月期)	第45期 (2019年3月期)	第46期 (2020年3月期)	第47期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売上高 (千円)	41,025,203	40,935,895	35,348,500	32,462,017
経常利益 (千円)	2,731,763	2,547,147	712,976	1,676,518
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失 (△)	1,788,989	960,248	△3,485,922	477,714
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	81.61	43.92	△160.01	21.9
総資産 (千円)	32,560,683	31,155,023	25,576,676	24,702,531
純資産 (千円)	16,174,751	15,734,184	11,747,338	12,436,237
1株当たり純資産額 (円)	736.64	721.49	536.64	568.26

(注) 2018年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第44期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

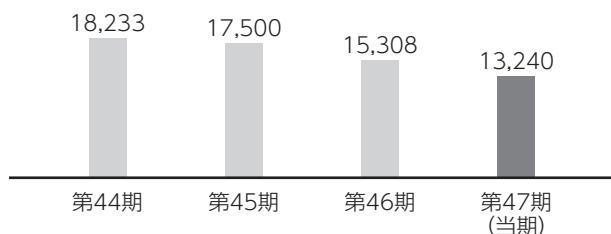


② 当社の財産及び損益の状況

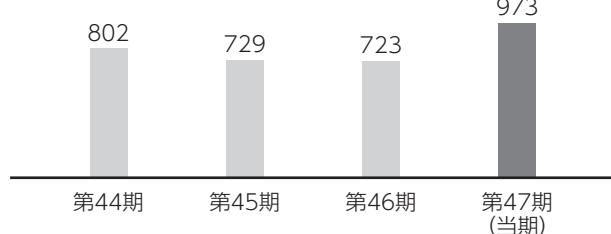
区分	第44期 (2018年3月期)	第45期 (2019年3月期)	第46期 (2020年3月期)	第47期 (当事業年度) (2021年3月期)
売上高(千円)	18,233,296	17,500,352	15,308,882	13,240,271
経常利益(千円)	802,165	729,688	723,607	973,756
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	560,542	△962,826	△3,517,048	130,115
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	25.57	△44.04	△161.44	5.96
総資産(千円)	20,342,040	19,374,131	14,349,497	12,672,775
純資産(千円)	8,684,898	7,186,205	3,564,072	3,651,474
1株当たり純資産額(円)	395.36	328.76	161.88	166.12

(注) 2018年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第44期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

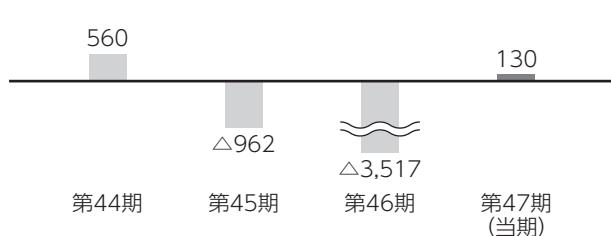
売上高 (単位：百万円)



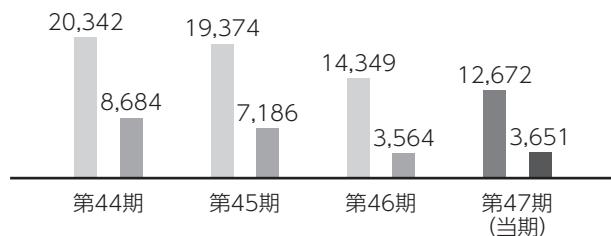
経常利益 (単位：百万円)



当期純利益又は当期純損失(△) (単位：百万円)



総資産／純資産 (単位：百万円)



(3) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境については、COVID-19等もあり、見通しが容易でない状況が続いておりますが、2021年度は、次期中期経営計画までの立て直し計画として策定した、中期経営計画「VC2020Plus」の最終年度であり、「成長基調への回復」を目指して、引き続き、「販売5極体制の確立」「お客様目線を重視した営業力の強化」「グローバル生産体制の最適化とR&D強化」及び「働き方改革と人財育成」の4つの重点経営課題に取り組めます。

① 販売5極体制の確立

特に欧米での営業強化にフォーカスした当課題では、米州においては、現地法人のホームページを中心にwebコンテンツを活用した知名度向上を図るとともに、医療関連及び回復傾向にある自動車関連業界等への販売強化を実施、また、欧州においては、販売代理店とのさらなる関係強化を通じた販路拡大を目指します。

② お客様目線を重視した営業力の強化

お客様のご要望・ご相談にきめ細かくお応えすべく、製品や技術に対する豊富な知識を備えた営業人員の育成強化を図るとともに、新規顧客開拓による販路拡大に向けた専門部隊の設置や、営業活動の活性化を目的とした営業拠点の体制見直しを行い、お客様への対応力強化を通じた売上の底上げを進めてまいります。

また、受注システムの改良や、見積りツールの新規開発など、ITを活用したお客様サービスの向上にも取り組み、さらなる受注拡大を目指してまいります。

③ グローバル生産体制の最適化とR&D強化

当社グループの競争力強化を企図し、新製品に対応する加工範囲の拡大に挑戦するため、人員・設備といった経営資源の最適化を図るとともに、継続的な原価低減活動を推進してまいります。

なお、操業開始から4年が経過したベトナム工場は、現在は安定稼働しており、今後も、同工場を活かしたグループ全体のさらなる生産効率アップを図ってまいります。

④ 働き方改革と人財育成

COVID-19対策として加速したITインフラ整備を継続し、働き方のさらなる多様化と間接業務の効率化を推進してまいります。

また、人事戦略として、「戦略・戦術を立案・遂行できる人財」を育成し、輩出し続けるための仕組みづくりに取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き格別のご支援を賜りたくお願い申し上げます。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況 (2021年3月31日現在)

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ピンテック	山形県山形市	千円 10,000	100% (-)	金型用部品 製造販売
盤起工業（大連）有限公司	中国 遼寧省大連市	千米ドル 32,500	100% (-)	金型用部品 製造販売
盤起工業（瓦房店）有限公司	中国 遼寧省大連瓦房店市	千円 680,000	100% (75%)	金型用部品 製造販売
盤起工業（無錫）有限公司	中国 江蘇省無錫市	(注) 2 千円 256,000	100% (44%)	金型用部品 製造販売
盤起工業（東莞）有限公司	中国 広東省東莞市	千円 300,000	100% (75%)	金型用部品 製造販売
盤起弾簧（大連）有限公司	中国 遼寧省大連市	千円 240,000	100% (75%)	金型用部品 製造販売
PUNCH INDUSTRY INDIA PVT. LTD.	インド チェンナイ	千インドルピー 100,000	100% (0.1%)	金型用部品 販売
PUNCH INDUSTRY MALAYSIA SDN. BHD.	マレーシア ペナン	千リンギット 9,000	100% (-)	金型用部品 製造販売
PUNCH INDUSTRY SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール	千シンガポールドル 50	100% (100%)	金型用部品 販売
PUNCH INDUSTRY VIETNAM CO. LTD.	ベトナム ホーチミン	千米ドル 150	100% (100%)	金型用部品 販売
PT. PUNCH INDUSTRY INDONESIA	インドネシア ジャカルタ	千ルピア 5,833,800	60% (60%)	金型用部品 販売
PUNCH INDUSTRY MANUFACTURING VIETNAM CO. LTD.	ベトナム ビンズン省	千米ドル 8,400	100% (-)	金型用部品 製造販売
PUNCH INDUSTRY USA INC.	米国 イリノイ州	千米ドル 300	100% (-)	金型用部品 販売

(注) 1. 議決権比率欄の () 内数字は、間接所有割合を内数で示しております。
2. 2020年12月18日付にて、106,000千円の増資を実施し、256,000千円となっております。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業内容	主要製品
金型用部品事業	プラスチック金型用部品
	プレス金型用部品

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

① 当社

本 社	東京都品川区		
支 店	仙台 (宮城県仙台市)	宇都宮 (栃木県宇都宮市)	北関東 (埼玉県さいたま市)
	関東 (神奈川県横浜市)	長野 (長野県上田市)	名古屋 (愛知県名古屋市)
	関西 (大阪府守口市)	広島 (広島県広島市)	福岡 (福岡県福岡市)
営 業 所	北上 (岩手県北上市)	金沢 (石川県金沢市)	
工 場	北上工場 (岩手県北上市)	宮古工場 (岩手県宮古市)	兵庫工場 (兵庫県加西市)
物 流 セ ン タ ー	東京ロジスティクスセンター (神奈川県横浜市)		

(注) 2021年4月1日付で、北上営業所及び金沢営業所は、それぞれ北上支店、金沢支店となりました。

② 子会社

「(4) 重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況」をご参照ください。

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
国 内 事 業	1,029名	33名減
海 外 事 業	2,977名	19名増
合 計	4,006名	14名減

(注) 臨時従業員の総数は従業員数の100分の10未満であるため記載は省略しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
954名	31名減	41.2歳	14.3年

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,550,309千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,096,287千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	884,350千円

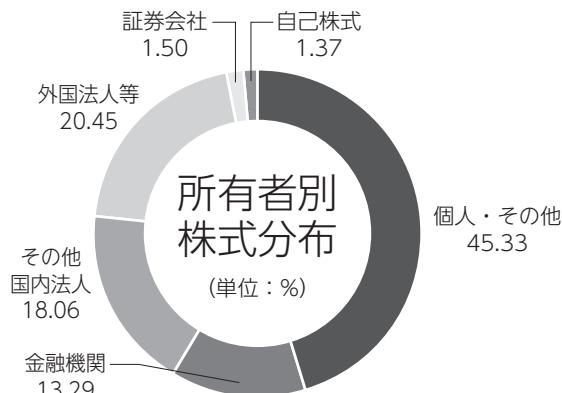
(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 80,000,000株
- ② 発行済株式の総数 22,122,400株
(自己株式303,406株を含む)
- ③ 株主数 4,947名
- ④ 大株主 (上位10名)



株主名	持株数	持株比率
エム・ティ興産株式会社	3,804,900株	17.44%
CACEIS BANK S. A., GERMANY BRANCH - CUSTOMER ACCOUNT	2,412,400株	11.06%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,103,700株	5.06%
パンチ工業従業員持株会	915,924株	4.20%
森久保 有司	663,000株	3.04%
森久保 哲司	663,000株	3.04%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	524,900株	2.41%
神庭 道子	431,000株	1.98%
THE BANK OF NEW YORK 134088	420,000株	1.92%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	270,300株	1.24%

- (注) 1. 当社は、自己株式を303,406株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 持株比率は小数点第3位を四捨五入しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日	2016年6月22日	2017年7月12日	2018年7月13日
新株予約権の数	38個	32個	126個
保有人数 当社取締役（社外取締役を除く）	2名	2名	3名
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 7,600株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 6,400株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 12,600株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使価額	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2018年7月8日から 2038年7月7日まで	2019年7月28日から 2039年7月27日まで	2020年7月31日から 2040年7月30日まで
新株予約権の行使条件	<p>①新株予約権の行使時において当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。</p> <p>②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>		

(注) 1. 2018年1月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」は調整されております。
2. 使用人として在籍中に付与されたものを含んでおります。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	森久保哲司	最高経営責任者 (CEO) グループ経営統括 経営革新室長
取締役 常務執行役員	真田保弘	最高執行責任者 (COO/営業) 営業統括 営業本部長 兼 営業部長
取締役 上席執行役員	村田隆夫	最高財務責任者 (CFO) 管理統括
取締役 上席執行役員	高梨晃	最高執行責任者 (COO/製造) 製造統括 製造本部長
取締役	三橋友紀子	取締役会議長 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士 株式会社AOI Pro. 社外取締役
取締役	角田和好	
常勤監査役	木對紀夫	
常勤監査役	杉田進	
監査役	安藤良一	四谷リード法律事務所 弁護士
監査役	松江頼篤	弁護士法人DREAM 弁護士 東京都非常勤職員 (法律相談担当)

- (注) 1. 取締役三橋友紀子氏及び角田和好氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役安藤良一氏及び松江頼篤氏は、社外監査役であります。
 3. 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
 4. 監査役木對紀夫氏は、長年にわたり当社の経理部に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当社は、三橋友紀子氏、角田和好氏及び松江頼篤氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役三橋友紀子氏、角田和好氏並びに、社外監査役安藤良一氏、松江頼篤氏との間で、責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は社外監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。株主や第三者等から損害賠償請求が提起された場合に、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた損害は補填されない等の一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、管理・監督の立場にある従業員であり、保険料は全額当社が負担しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の報酬の基本方針

当社は、「世界のものづくりを支えるパンチグループとして、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、株主利益との整合性を保ちつつ、各役員への会社業績向上に向けた効果的かつタイムリーな動機づけがなされるとともに、優秀な人材を経営陣として確保することが出来るような報酬体系とする。」ことを基本方針としております。

ロ. 取締役の個人別報酬の内容の決定方針

a. 当該方針の決定の方法

当該方針は、指名・報酬諮問委員会で審議し、2021年2月10日開催の取締役会で決議いたしました。

b. 当該方針の内容の概要

当社は、取締役の個人別報酬の内容については、「取締役・執行役員報酬規程」及び関連諸規程の定めるところにしたがって、指名・報酬諮問委員会の審議・答申を経て、取締役会にて決定するものとし、その全部又は一部を取締役その他の第三者に委任してはならない旨を定めております。また、「取締役・執行役員報酬規程」は指名・報酬諮問委員会の審議・答申を経て、取締役会にて決定するものと定めております。

c. 取締役の報酬の構成とその内容

区分	固定報酬		業績連動報酬	株式報酬
	基本報酬	個別報酬		
業務執行取締役	○	○	○	○
非業務執行取締役	—	○	—	—

固定報酬は、役位によって定められる基本報酬と、前年度における各個人の業績指標達成度により算定する個別報酬からなり、月次で支給します。

業績連動報酬は、親会社株主に帰属する当期純利益に支給率を乗じた金額と、役位ごとに定める上限金額のどちらか低い方を年次決算確定後に支給します。役位ごとの支給率及び支給額上限は下表のとおりです。

役位	支給率	支給額上限
社長執行役員	自己資本利益率×自己資本比率×5.0%	60,000千円
常務執行役員	自己資本利益率×自己資本比率×3.0%	40,000千円
上席執行役員	自己資本利益率×自己資本比率×2.0%	30,000千円
代表権者への加算	1.0%	—
取締役への加算	3.0%	—

*業績連動賞与支給率の合計は、当該年度の連結配当性向の10%を上限とする。

*「親会社株主に帰属する当期純利益」が損失であった場合には業績連動賞与は支給しない。

*利益の金額に関わらず、配当が無配であった場合には、業績連動賞与は支給しない。

株式報酬は、役位によって定められる株式報酬基礎額を、割当決議日の前営業日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値で除して算出された株式の数を、定時株主総会の翌日から次期株主総会の日までの概ね一年間を役務提供期間として、当該期間内に割当てます。

なお、取締役の個人別報酬における、固定報酬、業績連動報酬、非金銭報酬の割合については、それぞれの算定方法を個別に定めていることから、特に定めておりません。

八、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当該事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容については、「取締役・執行役員報酬規程」及び関連諸規程の定めるところにしたがって管理統括取締役が原案を作成し、「指名・報酬諮問委員会」において、方針との整合性、市場水準、従業員給与とのバランス等を踏まえた検討を行っており、取締役会は指名・報酬諮問委員会の意見を最大限尊重し決定していることから、当該方針に沿うものと判断しております。

二、取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2016年6月22日開催の第42回定時株主総会において、年額400百万円以内（固定報酬200百万円以内、業績連動報酬（賞与）200百万円以内）と決議されております。当該株主総会最終時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は2名）です。

また、金銭報酬とは別枠で、2019年6月18日開催の第45回定時株主総会において、株式報酬の額として年額100百万円以内、株式数は年90,000株以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、5名です。

監査役の金銭報酬の額は、2016年6月22日開催の第42回定時株主総会において、年額80百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名（うち、社外監査役は2名）です。

ホ. 取締役及び監査役の報酬等

区分	員数 (名)	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別総額 (千円)			
			固定報酬	業績連動報酬	ストック・オプション	譲渡制限付株式
取締役 (うち社外取締役)	6 (2)	59,994 (12,000)	57,483 (12,000)	－ (－)	11 (－)	2,500 (－)
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	50,757 (14,208)	50,757 (14,208)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
合計 (うち社外役員)	10 (4)	110,751 (26,208)	108,240 (26,208)	－ (－)	11 (－)	2,500 (－)

- (注) 1. 2021年3月期の業績悪化を受け、取締役の固定報酬の一部、及び業績連動報酬の全額を自主返納いたしました。
2. 業績連動報酬算定に用いる指標及び当事業年度における目標、実績、並びに当該指標を選択した理由は以下のとおりです。なお、2021年3月期の業績悪化を受け、業績連動報酬を全額自主返納したため、目標及び実績数値の記載を省略しております。

指標	目標	実績	当該指標を選択した理由
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	株主利益との連動を図るため
自己資本利益率	－	－	株主としての投資効率を高めるため
自己資本比率	－	－	中長期的な安全性を高めるため

3. ストックオプションの額は、2018年7月30日にストックオプションとして割当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額を記載しております。
4. 譲渡制限付株式の額は、2019年8月9日に割り当てた譲渡制限付株式に係る当事業年度における費用計上額を記載しております。2021年3月期は、業績悪化を受け、譲渡制限付株式を付与しておりません。

監査役の報酬につきましては、経営に対する独立性を重視する観点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は監査役会にて決定しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

【① 取締役及び監査役の状況】に記載したとおり、各社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名 (地位)	取締役会等への 出席回数	活動状況 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
三橋友紀子 (社外取締役)	取締役会 18回/18回 指名・報酬諮問委員会 5回/5回	取締役会議長として、議事の活性化・効率化に貢献しております。取締役会では、弁護士及び他社社外取締役としての経験を踏まえ、リスクマネジメント及びダイバーシティの観点から積極的な発言を行うとともに、必要に応じて経営陣に適宜報告を求める等、監督機能の役割を果たしております。また、任意の指名・報酬諮問委員会の委員を務めており、当社取締役会構成、役員の指名及び報酬決定プロセスの透明性及び報酬の妥当性に関する意見・提言を行っております。
角田和好 (社外取締役)	取締役会 18回/18回 指名・報酬諮問委員会 5回/5回	取締役会では、事業会社での豊富な経営・監督経験を踏まえ、経営全般に対して、リスクマネジメントの観点から積極的に意見・提言等を行い、特に事業の根幹をなすものづくりの分野においては、事業会社での経験から具体的かつ適切な助言を行っております。また、任意の指名・報酬諮問委員会の委員を務めており、役員の指名及び報酬決定プロセスの透明性及び報酬の妥当性に関する意見・提言を行っております。
安藤良一 (社外監査役)	取締役会 18回/18回 監査役会 16回/16回 指名・報酬諮問委員会 5回/5回	弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また監査役会において、業務監査・内部統制監査について適宜必要な発言を行っております。さらに、任意の指名・報酬諮問委員会の委員長を務めており、役員の指名及び報酬決定プロセスの透明性・公正性の確保のため、委員会運営を主導しております。
松江頼篤 (社外監査役)	取締役会 18回/18回 監査役会 16回/16回 指名・報酬諮問委員会 5回/5回	弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また監査役会において、業務監査・内部統制監査について適宜必要な発言を行っております。さらに、任意の指名・報酬諮問委員会の委員を務めており、役員の指名及び報酬決定プロセスの透明性及び報酬の妥当性に関する意見・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 PwCあらた有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況の妥当性を確認し、報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し同意いたしました。
3. 当社の子会社のうち、盤起工業（大連）有限公司他3社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているプライスウォーターハウスクーパースのメンバーファームに対して、監査証明業務に相当すると認められる業務に基づく報酬を支払っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(5) 会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容の概要

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量取得行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得行為の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量取得行為を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解したうえで、それを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

① 中期経営計画による取組み

当社は、招集ご通知1ページに記載の企業ビジョンを実現していくため、2020年度を最終年度とする中期経営計画「VC2020」を策定し、「販売5極体制の確立」「お客様サービスの向上」「高収益事業の推進とR&D強化」及び「働き方改革」を4つの重点経営課題として、それぞれに施策を講じてまいりましたが、米中貿易摩擦の長期化に新型コロナウイルス感染症の世界的拡大が加わり、当社の経営環境がますます先行き不透明な状況になったことから、次期中期経営計画の策定に入る前に、2020年度から2年間の繋ぎ計画である「VC2020Plus」を策定し、今後に向けた足場固めを行うこととしました。

「VC2020Plus」では「VC2020」の基本的な経営方針を踏襲しつつ、現環境に呼応した内容の見直しを行うとともに、新たな施策も講じております。これらの施策を通じて、当社の強みである「高い品質のカatalog品と特注品をワンストップで提供する」「世界5極の営業ネットワークでお客様に寄り添う」というユニークなビジネスモデルを更に発展させてまいります。

- 「販売5極体制の確立」は、米州に続き、欧州にも当社独自の販売体制を確立することが将来的な課題ですが、現時点では、新型コロナウイルスの影響による移動制限を考慮し、既存のネットワークを最大限に活用した、東南アジアと欧米での販路拡大を目指します。
- 「お客様サービスの向上」は「お客様目線を重視した営業力強化」と改め、製品や技術に対する豊富な

知識を備えた営業人員の育成強化と、受注システム、見積りツール等、ITを活用したお客様サービスの向上に取り組めます。

- 「高収益事業の推進とR&D強化」は「グローバル生産体制の最適化とR&D強化」とし、人員・設備といった経営資源の最適化と継続的な原価低減活動を推進するとともに、引き続き、ベトナム工場を活かしたグループ全体のさらなる生産効率アップを図ってまいります。
- 「働き方改革」については「働き方改革と人財育成」とし、女性の活躍や社員のワークライフバランスを実現すると同時に、将来に向けて、戦略の立案・遂行が出来る人財、グローバル人財、そして次世代のグループ経営を担う人財の育成も進めてまいります。

なお、とりわけ日本事業においては、高収益企業として経営の抜本的改革を図るため、2020年度より経営革新プロジェクトを立ち上げました。営業と製造を両軸とする事業戦略を打ち立て、上記の重点経営課題に取り組んでまいります。

② コーポレートガバナンス強化による取組み

当社は、法令を遵守し誠実に社会的責任を果たすとともに、経営の健全性及び透明性を高め、株主や顧客をはじめとするすべてのステークホルダーにとっての利益を守り、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレートガバナンスの確立が最重要課題と認識し、指名・報酬諮問委員会の設置、取締役会の実効性評価、執行役員制度の強化、取締役会議長の社外取締役への変更、譲渡制限付株式報酬の導入をはじめとした役員報酬制度の整備等、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでおりますが、この度、本総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行する予定です。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、2020年4月10日開催の取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「本プラン」といいます。）を導入し、同年6月25日開催の第46回定時株主総会において、本プランの継続について、株主の皆様のご承認をいただいております。

① 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであり、上記1.に記載した基本方針に沿うものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の大量取得行為を抑止するために、当社株式に対する大量取得行為が行われる際に、当社取締役会が株主に代替案を提案したり、あるいは株主がかかる大量取得行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

② 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求

める等、上記目的を実現するために必要な手続を定めています。また、買収者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会又は株主総会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされています。

買収者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量取得行為が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てる等の対抗措置をとることができるものとします。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主に当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の当社取締役会の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣からの独立性を有する当社社外取締役、当社社外監査役及び/又は社外の有識者等から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の意思を確認することがあります。

更に、こうした手続の過程については、株主への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

なお、本プランの有効期間は2023年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

4. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中長期的経営計画の取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上するための具体的な取組みとして策定されたものであり、1. の基本方針に沿うものです。

また、本プランは当社株式に関する買付等が行われた際に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的としており1. の基本方針に沿うものです。

特に本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足していること、本プランが株主総会において株主のご承認を得た場合にのみ更新されること、一定の場合に本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の意思を確認する仕組みが設けられていること等、株主の意思を重視するものとなっております。

また、これらに加え、当社経営陣から独立性を有する当社社外取締役、当社社外監査役及び/又は社外の有識者等から構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされていること、独立委員会が、当社の費用で専門家等の助言を受けることができるものとされていること、本プランの発動に関して客観的な要件が設定されていること等により、その判断の公正性・客観性が担保されております。

したがって、本プランは当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	18,060,701
現金及び預金	4,092,012
受取手形及び売掛金	9,629,742
商品及び製品	2,053,536
仕掛品	532,853
原材料及び貯蔵品	1,378,841
その他	429,129
貸倒引当金	△55,416
固定資産	6,641,830
有形固定資産	6,194,535
建物及び構築物	1,520,782
機械装置及び運搬具	3,254,202
工具、器具及び備品	409,908
土地	775,341
建設仮勘定	60,862
その他	173,438
無形固定資産	175,119
その他	175,119
投資その他の資産	272,175
繰延税金資産	110,804
その他	178,857
貸倒引当金	△17,486
資産合計	24,702,531

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	9,454,866
支払手形及び買掛金	2,342,543
電子記録債務	954,991
短期借入金	2,007,163
1年内返済予定の長期借入金	1,317,488
未払法人税等	270,698
賞与引当金	271,444
その他	2,290,537
固定負債	2,811,426
長期借入金	1,251,698
退職給付に係る負債	1,083,928
その他	475,800
負債合計	12,266,293
(純資産の部)	
株主資本	12,355,340
資本金	2,897,732
資本剰余金	2,590,646
利益剰余金	7,016,866
自己株式	△149,905
その他の包括利益累計額	43,540
為替換算調整勘定	119,846
退職給付に係る調整累計額	△76,306
新株予約権	26,970
非支配株主持分	10,386
純資産合計	12,436,237
負債・純資産合計	24,702,531

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		32,462,017
売上原価		23,375,159
売上総利益		9,086,857
販売費及び一般管理費		7,473,695
営業利益		1,613,162
営業外収益		
受取利息	42,659	
受取配当金	249	
雇用調整助成金	179,533	
その他の	71,984	
営業外費用		294,425
支払利息	107,414	
為替差損	75,231	
支払手数料	29,183	
その他の	19,238	
経常利益		231,068
特別利益		1,676,518
固定資産売却益	1,669	
厚生年金基金解散損失引当金戻入益	81,581	
特別損失		83,250
固定資産除売却損	15,011	
減損損失	730,296	
税金等調整前当期純利益		745,307
法人税、住民税及び事業税	539,799	
法人税等調整額	△4,133	
当期純利益		1,014,462
非支配株主に帰属する当期純利益		535,666
親会社株主に帰属する当期純利益		478,796
		1,081
		477,714

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年4月1日 残高	2,897,732	2,631,489	6,539,152	△154,543	11,913,830
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当		△43,619			△43,619
親会社株主に帰属する 当期純利益			477,714		477,714
自己株式の処分		2,776		4,638	7,414
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△40,842	477,714	4,638	441,509
2021年3月31日 残高	2,897,732	2,590,646	7,016,866	△149,905	12,355,340

	その他の包括利益累計額			新株 予約権	非支配株主 持分	純資産 合計
	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
2020年4月1日 残高	△96,987	△112,920	△209,908	33,479	9,936	11,747,338
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△43,619
親会社株主に帰属する 当期純利益						477,714
自己株式の処分						7,414
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△216,834	36,614	253,448	△6,509	450	247,389
連結会計年度中の変動額合計	△216,834	36,614	253,448	△6,509	450	688,899
2021年3月31日 残高	△119,846	△76,306	43,540	26,970	10,386	12,436,237

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	5,525,722
現金及び預金	392,839
受取手形	540,718
売掛金	2,189,951
商品及び製品	775,086
仕掛品	91,833
原材料及び貯蔵品	253,102
前渡金	1
前払費用	49,423
関係会社短期貸付金	45,430
関係会社未収入金	1,100,436
その他の貸倒引当金	90,726
	△3,829
固定資産	7,147,052
有形固定資産	1,127,712
建物	487,758
構築物	0
機械及び装置	0
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	0
土地	639,951
無形固定資産	-
投資その他の資産	6,019,340
投資有価証券	386
関係会社株	2,045,665
出資	6,295
関係会社出資金	3,785,672
長期貸付金	7,063
破産更生債権等	2,980
関係会社長期貸付金	2,025,993
従業員長期貸付金	10,375
前払年金費用	94,597
その他の貸倒引当金	76,792
	△2,036,480
資産合計	12,672,775

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	6,535,785
支払手形	38,899
電子記録債	954,991
買掛金	989,421
短期借入金	2,007,163
1年内返済予定の長期借入金	1,307,480
未払金	616,477
未払費用	103,335
未払法人税等	158,520
預り金	22,323
前受収益	198
賞与引当金	246,032
その他の	90,942
固定負債	2,485,514
長期借入金	1,217,544
繰延税金負債	190
退職給付引当金	991,183
資産除去債務	112,238
その他の	164,357
負債合計	9,021,300
(純資産の部)	
株主資本	3,624,504
資本金	2,897,732
資本剰余金	2,590,646
資本準備金	431,094
その他資本剰余金	2,159,551
利益剰余金	△1,713,969
利益準備金	63,970
その他利益剰余金	△1,777,939
別途積立金	210,000
繰越利益剰余金	△1,987,939
自己株式	△149,905
新株予約権	26,970
純資産合計	3,651,474
負債・純資産合計	12,672,775

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		13,240,271
売上原価		9,745,000
売上総利益		3,495,270
販売費及び一般管理費		3,897,965
営業損失		△402,695
営業外収益		
受取利息	65,500	
受取配当金	1,335,973	
その他	156,291	1,557,766
営業外費用		
支払利息	87,547	
為替差損	25,471	
貸倒引当金繰入額	28,938	
支払手数料	29,183	
その他	10,172	181,314
経常利益		973,756
特別利益		
厚生年金基金解散損失引当金戻入益	81,581	
固定資産売却益	108	81,689
特別損失		
固定資産除売却損	7,997	
減損損失	730,058	738,056
税引前当期純利益		317,390
法人税、住民税及び事業税	187,521	
法人税等調整額	△246	187,274
当期純利益		130,115

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
2020年4月1日 残高	2,897,732	2,626,732	4,756	2,631,489	63,970	210,000	△2,118,055	△1,844,085
事業年度中の変動額								
準備金から剰余金への振替		△2,200,000	2,200,000					
剰余金の配当		4,361	△47,981	△43,619				
当期純利益							130,115	130,115
自己株式の取得								
自己株式の処分			2,776	2,776				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	△2,195,638	2,154,795	△40,842	-	-	130,115	130,115
2021年3月31日 残高	2,897,732	431,094	2,159,551	2,590,646	63,970	210,000	△1,987,939	△1,713,969

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
2020年4月1日 残高	△154,543	3,530,593	33,479	3,564,072
事業年度中の変動額				
準備金から剰余金への振替				
剰余金の配当		△43,619		△43,619
当期純利益		130,115		130,115
自己株式の取得				
自己株式の処分	4,638	7,414		7,414
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△6,509	△6,509
事業年度中の変動額合計	4,638	93,910	△6,509	87,401
2021年3月31日 残高	△149,905	3,624,504	26,970	3,651,474

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

パンチ工業株式会社

取締役会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 戸 田 栄 印

公認会計士 林 壮 一 郎 印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、パンチ工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パンチ工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

パンチ工業株式会社

取締役会御中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 戸田 栄 印

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 林 壮一郎 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パンチ工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関する業務及び財産の状況を調査いたしました。更に代表取締役との面談を行い、監査上の課題等に関する意見及び情報の交換を行いました。また、子会社については、重要書類を閲覧し主要な子会社の取締役等から事業の報告を受け必要に応じて説明を求めました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、その内容について検討いたしました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、PwCあたら有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であり、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の仕事の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

パンチ工業株式会社 監査役会

常勤監査役 木 對 紀 夫 ㊟

常勤監査役 杉 田 進 ㊟

社外監査役 安 藤 良 一 ㊟

社外監査役 松 江 頼 篤 ㊟

以 上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

(ご参考) 当社のサステナビリティ方針

当社は、地球環境と社会を取り巻く課題に真摯に向き合い、全てのステークホルダーの幸福と会社の成長を共に実現することにより、持続可能な社会の実現に貢献することを目指します。

E nvironment

気候変動や生物多様性に配慮し、事業のあらゆる機会を捉えて、脱炭素、環境負荷低減を図ります。また、環境への貢献を新たな成長機会と捉え、企業価値向上を目指します。

S ocial

従業員の働く環境を整備し、ワークライフバランス、ダイバーシティの改善を図ります。また、株主、お客様、取引先、地域社会等、全てのステークホルダーとの共生を図ります。

G overnance

株主・投資家との対話（エンゲージメント）を重視し、資本効率を高めることにより、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現すべく、ガバナンスの強化を図ります。

当社のESGへの取組み

区分	課題	具体的取組み	SDGs
E (環境)	気候変動への対応	エネルギー使用量管理、省エネ設備への置換（空調設備・営業車など）	 
	環境負荷低減	環境化学物質管理、ペーパーレス化、副資材等のリサイクル化	
S (社会)	従業員エンゲージメント・ワークライフバランス	社員満足度調査、風土改革委員会、イクボス運動、労働時間短縮	   
	労働環境・安全衛生	非正規社員の正社員登用、多様な働き方（テレワーク推進・時差出勤）健康相談室の設置、禁煙デーの実施	
	ダイバーシティ	PWF（Punch Women's Forum）の設置、女性活躍推進 外国人採用、障がい者採用	
	人財育成	パンチアカデミーによる階層別研修・技能研修、海外研修制度 マイジョブプラン（自己申告）制度	
G (ガバナンス)	社会貢献	職業訓練校への支援、高等学校・専門学校等インターン受入れ 地域イベントへのボランティア参加	
	コーポレートガバナンス リスク・コンプライアンス	取締役会議長（独立社外取締役）、指名・報酬諮問委員会の設置 内部通報制度、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス研修	

株主総会会場ご案内図

会場 アワーズイン阪急（シングル館3階 A+B会議室）
東京都品川区大井1丁目50番5号



交通のご案内

「大井町駅」徒歩1分

<京浜東北線>中央改札口を出て右側（中央西方面①）の階段をご利用ください。

<りんかい線>改札を出て右側（A2出口）のエスカレーターをご利用ください。

<東急大井町線>改札口を出て右側にJR線に沿って直進ください。

お願い

駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。



見やすく読みましがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。